日本一の鮎が棲むまち

広報やすだ

11
令和3年(2021年)
No.671

人口・世帯状況 3年9月末時点(前月比)			
男	1,227人(−1)	女	1,293人(−3)
合　計	2,520人(−4)	世帯数	1,248世帯(−2)

令和３年(2021年)11月１日発行　編集・発行　高知県安芸郡安田町役場 地域創生課　☎0887-38-6713　FAX0887-38-6723
ホームページ　https://www.town.yasuda.kochi.jp/

②③令和2年度の決算概要
⑤～⑫安田町人事行政の運営等の状況
⑭芸能発表会
⑮秋のおもてなし一斉清掃を行いました
⑰令和3年度安田町補助事業・福祉サービス等一覧

力強く神輿を担いで練り歩く…(10/17 安田八幡宮神祭)

令和2年度の決算概要

予算と決算は、表裏一体の関係にあり、町の行政を推進していく上で重要なものです。予算は、1年間の行政施策を推進していくための青写真であり、決算は、町が1年間に推進してきた諸施策の成果を表します。
今月号では、9月の町議会定例会で認定を受けました令和2年度一般会計決算を主体にお知らせします。

一般会計決算【歳入・歳出】の概要

令和2年度の一般会計は、令和元年度からの繰越事業を合わせた最終予算額50億5,946万9千円に対して、歳入総額が45億3,774万5千円、歳出総額が、44億3,056万7千円となり、歳入歳出差引で1億717万8千円の黒字となりましたが、このうち、令和2年度に事業が完了しなかった事業に充当する財源を除いた実質的な収支額は、4,652万6千円となっています。

これを、前年度の決算と比較しますと、歳入で1億8,178万9千円(4.2%)の増、歳出で1億5,109万7千円(3.5%)の増となっています。これは、新型コロナウイルス感染症に対応した感染防止対策や経済対策などを実施したことが決算額の増加の主な要因です。

また、特別会計については、4会計全体の最終予算額6億9,667万円に対し、歳入が6億7,320万円、歳出が6億7,250万8千円で、歳入歳出差引69万2千円となっています。

完成した新庁舎（安田）

新設した町道小野山線

町民1人当たりの一般会計歳出額 1,732,719円

（令和3年3月31日現在住基人口:2,557人）

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
18,805円	609,400円	182,391円	93,480円	89,007円	128,688円
土木費	**消防費**	**教育費**	**災害復旧費**	**公債費**	**諸支出金等**
148,953円	130,151円	83,675円	21,655円	143,339円	83,175円
					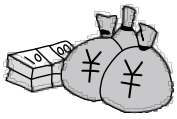

（歳　入）

町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など、町が自ら収入したお金(自主財源)は、基金からの繰入金を含む総額10億6,490万１千円で、前年度対比で４億3,827万４千円減少しました。

一方、譲与税、地方交付税、国県支出金、町債など、国や県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりするお金(依存財源)は、総額34億7,284万４千円で、前年度対比で６億2,006万３千円増加しました。

依存財源のうち、歳入全体の約３分の１を占める地方交付税の交付実績は普通交付税、特別交付税を合わせて14億1,366万８千円で5,043万６千円(3.7%)の増額となっています。

このほか、普通交付税財源の不足額の補てんとして借り入れした臨時財政対策債が前年度と同水準の4,210万円となったことや、財政調整基金を8,500万円取り崩した結果、町が自由に使うことができるお金(一般財源)は、１億3,281万８千円増加しました。

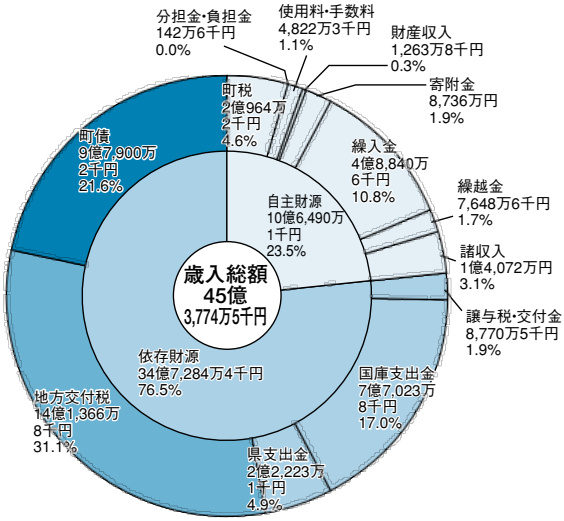

（歳　出）

令和２年度に使われたお金の内訳を見てみますと、法令等により支払いが義務付けられている人件費・扶助費・公債費は10億776万３千円で、歳出全体に占める割合は22.8%となっています。そのうち借金の返済にあたる公債費は３億6,651万８千円で、過去に実施した大型建設事業に係る借金の返済が順次始まったことなどにより前年度比で528万８千円増加しています。

新庁舎建設や道路改良、防災対策などのまちづくりに使われる経費は、16億2,584万円で、前年度比で9,039万円減少しています。

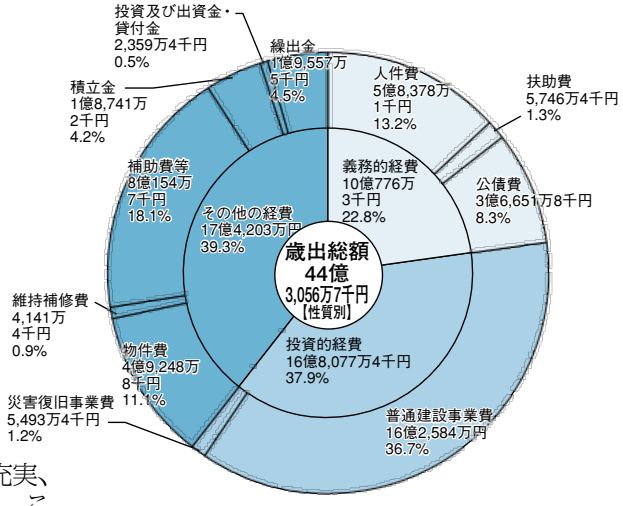

◎今後の行財政運営方針

町では、産業振興による地域の活性化、社会福祉施策の充実、中山間地域対策の推進など数多くの課題を抱えていますが、こうした課題を的確に把握し解決していくためにも、「安田町総合振興計画」を基本とし、「第２期安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標の達成に向け、必要な施策に対しては重点的に予算を配分するなどし、限られた予算の中で、最大限の効果が発揮できるよう各種取り組みを進めていきます。

また、住民一人ひとりが主役となった、住民目線による対話と協働により「共に生き 未来につなぐ 安田町 ～みんなで創る　共生空間～」の実現に努めます。

主な事業と決算額

○総務費

地域公共交通運行事業	1,772万円
旧中山小中学校校舎改修事業	692万円
新庁舎建設事業	5億6,786万円
国土地籍調査事業	7,855万円
特別定額給付金給付事業	2億6,732万円

○民生費

あったかふれあいセンター事業	1,653万円
住宅等改造支援事業	176万円
赤ちゃん誕生祝い金事業	249万円
児童手当支給事業	2,444万円
認定こども園運営事業	3,354万円

○衛生費

インフルエンザワクチン接種費用助成事業	61万円
合併処理浄化槽整備事業	75万円
簡易水道事業特別会計繰出金	2,723万円

○農林水産業費

園芸用ハウス整備事業	821万円
高収益作物次期作支援事業	1,133万円
燃料タンク対策事業	935万円
土佐和牛経営安定対策事業	2,520万円
海岸漂着物等処理推進事業	255万円
用排水路外改修工事(明許)	2,277万円

○商工費

安田の夢プラン推進事業	677万円
キャンプ場再整備事業	1億9,696万円
商店街活性化支援事業	160万円
唐浜休憩所整備事業	5,882万円
がんばるやすだ応援券配布事業	2,658万円

○土木費

町営住宅裏田団地解体跡駐車場整備工事(明許)	1,084万円
町道安田唐浜線安全施設工事	509万円
町道小野山線整備工事(明許含む)	5,826万円
町道東西島線(東西島橋)保全工事(明許含む)	1億395万円

○消防費

防災行政無線デジタル化事業	1億8,934万円
避難誘導灯整備工事	338万円
津波避難路整備工事	319万円
住宅耐震対策等事業(明許含む)	6,220万円
建築物耐震対策緊急促進事業	7,501万円

○教育費

安田小学校バリアフリー改修工事(明許)	1,061万円
学校給食費補助事業	484万円
安田小中学校ICT推進事業	1,503万円

○災害復旧費

農地農業用施設災害復旧工事(明許)	2,865万円
公共土木施設災害復旧工事(明許含む)	1,066万円

○諸支出金

分水対策基金積立金	4,055万円
ふるさとづくり基金積立金	8,726万円

令和2年度安田町健全化判断比率及び資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり令和2年度の安田町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

本町の令和2年度決算では、下表のとおり各指標とも基準値を超えるものはありませんでした。また、簡易水道事業特別会計（公営企業会計）の経営状況を判断する指標（資金不足比率）についても、会計に資金不足がないため数値は表れていません。

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は6.4％で、引き続き地方債の発行に県知事の許可を要する18.0％を大きく下回っていますが、過年来の大型建設事業に充当した地方債の償還開始により、昨年度より0.7ポイント上昇しています。また、町が将来負担する公債費等の負担割合を示す将来負担比率は3.3％で、前年度比52.3ポイント上昇しています。

自主財源に乏しく、各種事業等の財源を国・県の支出金や地方交付税及び地方債等に頼らざるを得ない財政構造にある本町では、健全な財政運営を維持するため、引き続き効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。

（単位：％）

	健全化判断比率				資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤簡易水道事業特別会計
安田町	― （－2.86）	― （－2.92）	6.4	3.3	―
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0	経営健全化基準 20.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字であるため『－』と表示しています。
※括弧内の数値はそれぞれ実数を表しています。
※簡易水道事業特別会計の資金不足比率については、資金不足がないため『－』と表示しています。
※簡易水道事業特別会計は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第3号の規定により事業規模を算定。

《用語の説明》

①実質赤字比率とは
　地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化したもの

②連結実質赤字比率とは
　公営企業会計等を含む全ての会計の黒字、赤字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもの

③実質公債費比率とは
　地方債の借入金に係る返済金及びこれに準じるもの（借入金に係る返済金の財源に充てたと認められる特別会計への繰出金等）の額の大きさを指標化したもの

④将来負担比率とは
　地方公共団体が将来負担すべき地方債残額や債務負担行為による支出予定額をはじめ、公営企業会計等への実質的な負債額等、将来財政を圧迫する可能性があるものの大きさを指標化したもの

⑤資金不足比率とは
　公営企業会計の資金不足額を事業規模（料金収入など主たる営業活動から生じる収益等）と比較して指標化したもので、経営の状況を判断するもの

安田町人事行政の運営等の状況

１．職員の任免および職員数の状況

（１）採用者数

令和２年度に新たに採用した職員の状況は、次のとおりです。

区分	大卒	短大卒	高卒	中卒・その他	計	うち女性
一般行政職	1人	1人	0人	0人	2人	2人

（２）退職者数

令和２年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	勧奨･早期希望退職	その他	計	うち女性
一般行政職	0人	0人	2人(うち再任用1人)	2人	0人

（３）職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（令和3年4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数 令和2年度	職員数 令和3年度	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	1	1		
	総務・企画	15	15		
	税務	3	3		
	労働				
	農水	6	4	△2	配置の見直し
	商工		2	2	配置の見直し
	土木	1	3	2	配置の見直し
	民生	13	13		
	衛生	4	4		
	計	43	45	2	
特別行政部門	教育	12	11	△1	配置の見直し
	警察				
	消防				
	計	12	11	△1	
公営企業等部門	病院				
	水道	1	1		
	交通				
	下水道				
	その他	1	1		
	計	2	2	0	
合計		57 (65)	58 (65)	1	

（注）１　職員数は一般職に属する職員の数であり、休職者、派遣職員などを含んでいます。
　　２　（　）内は、条例定数の合計です。

②年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	4人	3人	8人	8人	6人	12人	4人	5人	3人	1人	58人

２．職員の給与の状況

（１）給与の決定の仕組み

町職員の給与は、「生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所の就業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則によることと、地方公務員法に定められています。

この規定に基づき、町においては国に準拠して「職員の給与に関する条例」を定め、町職員の給与を決定、支給していますが、改定措置等についても同様に国に準拠し、町議会の審議を経て決定される仕組みになっています。

（２）人件費の状況（一般会計決算）

令和２年度の一般会計決算における人件費は、次のグラフのとおりです。

（注）人件費とは、町議会議員、町長等特別職、町職員、会計年度任用職員および各種委員会等委員に支給される報酬、給与、退職手当負担金および共済組合負担金などです。

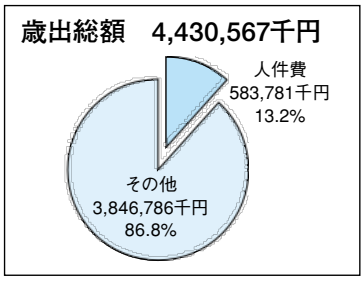

（３）職員給与費の状況（一般会計決算）

職員の給与は、給料と職員手当（扶養・期末勤勉・住居・通勤・時間外勤務・管理職・特殊勤務手当等）からなっており、令和２年度の一般会計決算の状況は次のとおりです。

職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 B/A
	給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
55人	181,907千円	18,936千円	72,120千円	272,963千円	4,963千円

（注）１　職員数は、令和2年4月1日現在の職員数です。
　　２　職員手当には、退職手当は含まれていません。

（４）ラスパイレス指数の状況

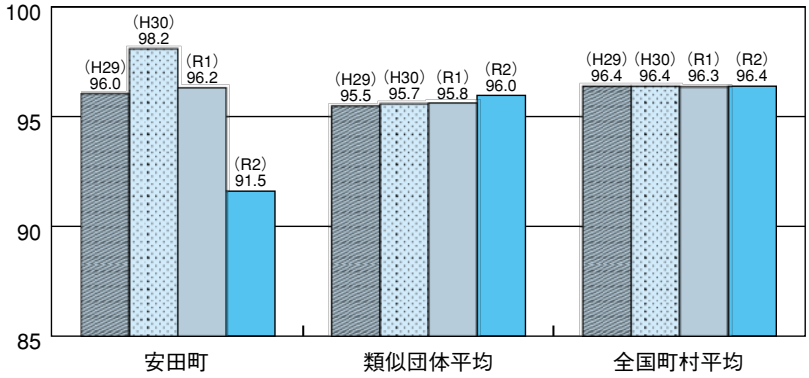

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
　　３　各年度ともに、4月1日を基準日としています。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況

国に準拠し、平成29年度に実施済です。

（６）一般行政職給料表の状況

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
１号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200

（７）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
安田町（一般行政職）	40.3歳	294,390円	323,739円	315,328円
高知県（一般行政職）	42.6歳	314,134円	381,104円	335,396円
国　（一般行政職）（R2.4.1時点）	43.2歳	327,564円	－　円	408,868円

（注）１「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

２「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（８）職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

町職員採用試験に合格し、高等学校等卒業後、直ちに職員として採用された者の初任給等の状況は、次のとおりです。

区　分		安田町	県	国
行　政　職	大学卒	171,700円	186,400円	182,200円
	高校卒	150,600円	152,300円	150,600円
単純労務職	高校卒	136,100円	154,500円	147,900円

【初　任　給】

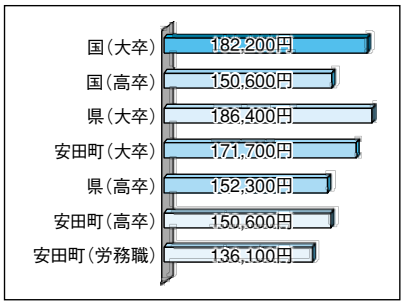

（９）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

（注）１［　］内は、経験年数区分に該当職員がいないため、直近の職員の状況を記載しています。

２　経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数をいいますが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職	大学卒	［10年］241,800円	［17年］323,300円	［21年］326,100円
	高校卒	［9年］206,300円	［18年］246,400円	［21年］323,300円
単純労務職		―　円	―　円	［25年］272,900円

(10) 町職員の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区　分		標準的な職務分類（内容）	合計		職制上の段階		
			人	%	人	%	段階
行政職	1級	主事、保育教諭	11	19	32	55	係員級
	2級	主査、保育教諭	10	17			
	3級	主幹、保健師、専門員、保育教諭	11	19			
	4級	係長、主任保育教諭	5	9	5	9	係長級
	5級	課長補佐、主監、副園長	8	14	8	14	課長補佐級
	6級	局長、会計管理者、振興監、課長、支所長、教育次長、園長	10	17	10	17	課長級
単純労務職	1級 2級 3級	調理員	3	5	3	5	－

（注）１　町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年度から昇給への勤務成績反映を実施。勤務成績を適切に給与に反映させるため、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階の区分を設定（昇給日は毎年4月1日）

(12) 職員の手当の状況

①期末、勤勉手当

期末、勤勉手当（民間の賞与等の一時金に相当するもの）は、国家公務員及び県職員と同様に6月と12月の年2回支給されています。

安田町	県	国
1人当たり平均支給額（令和２年度） 1,188千円	1人当たり平均支給額（令和２年度） 1,546千円	―
（令和２年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.3月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 12月期　1.25月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 計　2.55月分　1.9月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（令和２年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.275月分　0.825月分 （0.687月分）（0.412月分） 12月期　1.275月分　0.825月分 （0.688月分）（0.413月分） 計　2.55月分　1.65月分 （1.375月分）（0.825月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有	（令和２年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.3月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 12月期　1.25月分　0.95月分 （0.725月分）（0.45月分） 計　2.55月分　1.9月分 （1.45月分）（0.9月分） 職制上の段階、職務の級等による加算措置　有

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】　勤勉手当への勤務成績の反映状況（行政職）

勤務成績は、「優れている」・「やや優れている」・「普通」・「やや劣る」・「劣る」の5段階に区分。成績率は、職務について監督する地位にある者による評価に基づき、任命権者が決定。

②退職手当（令和3年4月1日現在）

職員の退職手当は、県内の市町村等で組織している高知県市町村総合事務組合の支給規定に基づき、支給されています。

安田町			国・県		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	
（退職時特別昇給　無） １人当たり平均支給額　9,505千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30～令和2年度に退職した職員に支給された額の平均です。

③特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給されています。

支給実績（令和2年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税の徴収に従事する職員の特殊勤務手当	税務係	税の徴収	日額　400円
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	衛生係	伝染病対策	日額　400円
台風時等に危険を伴う作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災係	災害対策	日額　400円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	用地係	用地交渉	日額　400円

④時間外手当

管理職を除く職員が、定められた勤務時間以外に勤務した場合に支給されています。

支給実績（令和2年度決算）	6,045千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	148千円
支給実績（令和元年度決算）	8,113千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	198千円

⑤その他の手当（令和3年4月1日現在）

区分	内容	国の制度との異同	国の制度	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	配偶者　月額　6,500円 子　〃　10,000円 上記以外の扶養親族　〃　6,500円 （扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算）	同じ		5,701千円	271,464円
住居手当	1.借家、借間居住者基礎控除額　月額　16,000円 最高支給限度額　〃　28,000円 2.単身赴任手当受給者で配偶者の借家、借間　〃　1の1/2	同じ		910千円	227,500円
通勤手当	支給要件　通勤距離片道2km以上 2km～5km未満　月額　2,000円 5km～10km未満　〃　4,200円 10km以上～15km未満　〃　7,100円 15km以上～20km未満　〃　10,000円 20km以上～25km未満　〃　12,900円 25km以上～30km未満　〃　15,800円 30km以上～35km未満　〃　18,700円 35km以上～40km未満　〃　21,600円 40km以上～45km未満　〃　24,400円 45km以上～50km未満　〃　26,200円 50km以上　〃　28,000円	異なる	1.交通機関等利用者運賃等相当額が月額55,000円以下については、運賃相当額 2.自動車等の使用者2～5km未満2,000円から最高31,600円（片道60km以上）	1,469千円	61,175円
管理職手当	職務の級が6級の管理職員　月額　33,200円 職務の級が5級の管理職員　〃　27,700円	異なる	職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲	5,624千円	374,933円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　7,000円～10,00円（6時間を超える場合は加算有）	異なる	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円～6,000円（6時間を超える勤務は5割増）	387千円	29,769円
	管理職手当が支給されている職員が週休日等以外の日の午前０時から午前5時までの間に勤務した場合に支給　職責に応じて定額　1回　3,000円～4,000円		平日深夜（午前0時から午前5時までの間）については6,000円～3,000円		
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿日直勤務した場合に支給　1回　4,400円	同じ		14千円	4,400円

※扶養手当：扶養親族のある職員に支給されています。
※住居手当：住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給されています。
※通勤手当：通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に支給されています。
※管理職手当：管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が指定する職員に支給されています。
※管理職特別勤務手当：管理又は監督の地位にある職員が、災害等により緊急その他公務の運営の必要により勤務時間外に勤務した場合に 支給されています。

(13) 特別職等の報酬等の状況

町長等特別職の給料および町議会議員の報酬等については、特別職報酬等審議会の意見を徴して、一般職とは別に条例で定めることになっています。

（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等	区分		給料月額等
給料	町長	705,000円	期末手当	町長	（令和２年度支給割合） 6月期　1.60月分 12月期　1.55月分 計　3.15月分 加算措置　有
	副町長	610,000円		副町長	
	教育長	565,000円		教育長	
報酬	議長	236,000円		議長	
	副議長	195,000円		副議長	
	常任委員長	185,000円		常任委員長	
	議員	170,000円		議員	

退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町長	給料×在職年数×500/100	14,100,000円	（任期毎）
	副町長	給料×在職年数×300/100	7,320,000円	（任期毎）
	教育長	給料×在職年数×250/100	4,237,500円	（任期毎）

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。教育長のみ、1期（3年＝36月）で計算しています。

３．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間あたり38時間45分としており、その勤務時間は月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき7時間45分としています。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は正午から午後1時までとなっています。

（２）週休日および休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週日曜日及び土曜日が週休日となっています。

休日とは、正規の勤務時間において、勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいいます。

（３）休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日または1時間単位で取得することができます。また、年次有給休暇は当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

②病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇です。

ア	厚生労働省令で定められた疾病	疾病等にかかっている期間
イ	ア以外の疾病又は負傷	医師の証明等により必要最小限の期間
ウ	イのうち、公務によらない結核性疾患	1年以内
エ	イのうち、公務によらない私傷病	引き続き90日以内

③特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

④介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額します。）取得できる期間は、6カ月以内となっています。

⑤組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務に従事する場合の休暇です。（勤務しない1時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額します。）１年において、30日を超えない範囲で、１日または1時間単位で取得することができます。

（４）育児休業等

①育児休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができます。

②部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、１日の勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができます。

４．職員の分限および懲戒処分の状況

（１）分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職及び休職があります。

○令和2年度分限処分の状況

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	1
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究または指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明または所在不明となった場合	0	0	0	0
合　　計	0	0	1	1

（２）懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として、戒告、減給、停職、免職があります。

令和2年度懲戒処分の状況

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任命に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
一般非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

令和2年度刑事処分の状況

処分の事由	懲役	禁固	罰金	科料	計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0	0

５．職員の服務の状況

（１）年次有給休暇の取得状況

令和２年の職員の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

区　分	令和2年	令和元年
平均取得日数	10.2日	8.8日
消　化　率	25.9%	22.9%

（２）育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

①育児休業

令和２年度中に新たに育児休業を取得した職員は１名です。

②部分休業

令和２年度中に部分休業を取得した職員はいません。

③介護休暇

令和２年度中に介護休暇を取得した職員はいません。

６．職員の研修および勤務成績の評定の状況

（１）研修の状況

令和２年度も、職員が現在ついている職及び将来つくことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を習得させ、職員の資質の向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として、研修を実施、受講しました。

（２）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定は、平成22年度から実施

７．職員の福祉および利益の保護の状況

（１）職員の福祉の状況

・定期健康診断受診者　44名（うち人間ドック受診者40名）

（２）福利厚生事業の状況

内　訳		金　額	備　考
公費負担分	定期健康診断委託料および人間ドック	196千円	受診者1人当たりの公費負担額　4,450円
	互助会への負担額	1,195千円	職員1人当たりの公費負担額　19,272円
	計	1,375千円	
互助会への職員負担額		1,195千円	互助会への公費負担率　50%

※１.互助会とは、(一財)高知県市町村職員互助会(共同互助会)のことで、高知県内の市町村等で働く職員が加入し、福祉の増進等を図るとともに、地方自治に関する意識の向上と市町村行政の円滑、かつ能率的な運営に寄与することを目的としています。

２.互助会の給付内容には、永年勤続表彰、人間ドック助成及び保養施設利用助成の3つがあります。

（３）公務災害補償の状況

・認定件数　0件

（４）勤務条件に関する措置の要求の状況

・係属事案はなく、令和２年度に新たな措置要求はありません。

（５）不利益処分に関する不服申立ての状況

・係属事案はなく、令和２年度に新たな不服申立てはありません。

令和2年度の公文書公開などの実施状況をお知らせします

町では、公正で開かれた町政を目指し、情報公開条例を制定しています。また、町民の個人情報を適切に取り扱うために個人情報保護条例を制定しています。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づいて、どれくらい開示請求があったかをお知らせします。

○情報公開制度の実施状況

１．公文書の開示請求及び処理状況

区　分		件数
請求件数		3
処理状況	公開	2
	部分公開	1
	非公開	0
	不受理	0

２．請求に係る開示方法

閲覧	写しの交付
0件	3件

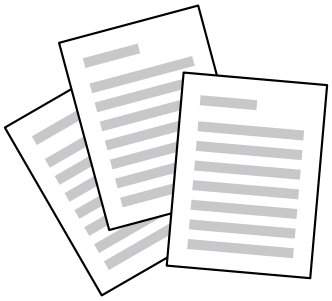

○個人情報保護制度の実施状況

１．安田町個人情報保護条例に基づく開示請求及び処理状況

区　分		件数
請求件数		1
処理状況	公開	1
	部分公開	0
	非公開	0
	不受理	0

２．請求に係る開示方法

閲覧	視聴	写しの交付または複写	写しの送付
0件	0件	1件	0件

11月の「町長室開放日」及び「町長中山支所勤務日」について

町民の声がしっかり届く、町民の目線に立った、町民と共に歩くまちづくりを進めるため、毎月「町長室開放日」と「町長の中山支所勤務日」を設けています。

日ごろ感じていることや役場への提言など、皆さまのご意見をお聞かせください。

◆町長室開放日　**11月17日（水）**

◎基準時間　午前10:00から12:00まで
午後 2:00から 5:00まで

◆中山支所勤務日　**11月24日（水）**

午後 1:00から 5:00まで

※来客の状況により、若干お待ちいただく場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合がありますのでご了承ください。

自然薯直販会の開催について

新型コロナウイルスの感染対策が困難なことから、今年も「なかやま山芋まつり」については、やむなく中止することとなりました。

そんな状況の中でも、中山地区の特産物である自然薯は、収穫の最盛期を迎えています。

新鮮な自然薯を多くの方にぜひ食べていただきたく、自然薯直販会を下記の日程で開催予定です。

昨年の直販会の様子

開催日時：令和3年12月12日（日）午前8時30分から午後3時30分まで（予定）

開催場所：集落活動センターなかやま（旧中山小中学校）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、日時等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先　中山を元気にする会　☎30−1750　FAX30−1826

令和3年度

芸能発表会

10月16日、町文化センターで芸能発表会（町文化協会主催）が開催され、文化教室生を中心に延べ73人の皆さんが出演しました。長戸壽子会長は「コロナ禍で練習が十分でないかもしれませんが、皆さん最後まで楽しくご観覧ください」と開会宣言。

フラダンスの皆さんによる優雅なダンスに始まり、謡曲や詩吟、民謡踊りなど36演目が披露され、今回初めて出演の安田はまゆう合唱団の生演奏による合唱で閉会し、2年ぶりに開催となった芸能発表会を楽しみました。

各教室では、随時教室生を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

※今年度のお楽しみ抽選会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会場内での抽選は行いませんでした。受付で提出していただいた健康チェックシートで抽選し、当選者の方に直接連絡しています。

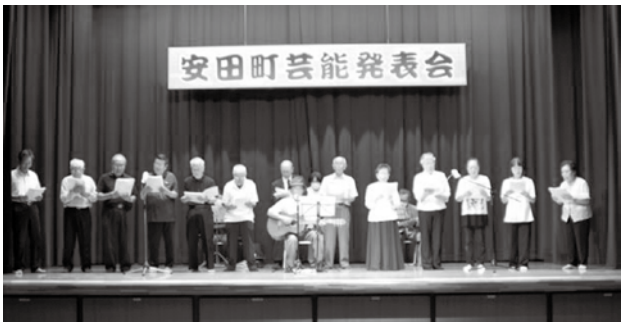

問い合わせ先　町教育委員会　☎38−6714　FAX38−6717

徒然（つれづれ）なかやま

安田町ふるさと応援隊からのお便り
～中山をどんどん元気にしていこう～

安田町ふるさと応援隊のInstagram（インスタグラム）好評です♪

9月から、集落活動センターなかやま及び安田町ふるさと応援隊の情報発信強化を目的に、Instagram（インスタグラム）を始めました。日々の活動内容や、イベント情報の案内や紹介、ドローンを使った空撮映像などを発信しています♪興味のある方は、右記のＱＲコードをスマートフォンなどで読み取っていただけるとすぐに確認できますので、ぜひ見てください♪

☆中山健康教室ピラティス☆
11月8日（月）、29日（月）午後7：00開催予定です。
場所：集落活動センターなかやま 活動室

☆中山を元気にする会定例会☆
11月18日（木）午後6：00を予定しています。

リース作りの様子

集落活動センターなかやま・応援隊へのお問い合わせ、ご意見、ご要望は、
☎30−1750、FAX30−1826までお気軽に！　^◯　安田町ふるさと応援隊

安田町の地域公共交通を利用しませんか?

安田町では、町のコミュニティバス「やすら号」と高知東部交通の路線バスが運行しています。移動手段がなくて困っている方、免許返納を考えられている方、定期的にどこかに通われている方等、幅広くご利用いただけます。現在、自家用車を運転している方についても、将来利用するときがくるかもしれません。ぜひ、今から練習として、安田町の地域公共交通を利用してみませんか？今月は「らく賃おでかけデスカ」の情報をお伝えします。

○「らく賃おでかけデスカ」とは？

高知東部交通が運行する路線バスを皆さんにご利用いただくため、「記名式ＩＣカードですか」を活用した**町内バス乗り放題サービス**です。
1、3、6か月の料金プランがあります。

1か月プラン･･･1,000円
3か月プラン･･･3,000円
6か月プラン･･･5,000円

【例】正弘地区にお住まいの方が月に5回輝るぽーとまでお買い物に行った場合
通常運賃だと･･･3,300円　⇒　1カ月プランだと･･･何回乗っても**1,000円**

○こんな使い方もできます！

・町外へお出かけ（病院やお買い物等）
町内はお安く移動できる他、町外分の運賃も事前チャージ（入金）をしておくだけで、目的地までカード1枚で行くことが可能です。
・定期券（通学、通勤等）と併用

詳しく知りたい方は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先　役場地域創生課　☎38−6713　FAX38−6723

「あったか高知。秋のおもてなし一斉清掃」を行いました

10月19日、日ごろからお接待や街角清掃などにご協力をいただいている住民ボランティアの皆さんが「おもてなし」の心で九丁公園や唐浜休憩所の清掃を行いました。

この清掃活動は、美しい環境で観光客をお迎えし、観光客の皆さんがすがすがしい気持ちで高知県の観光を満喫していただけるように、毎年この時期に県内一斉に取り組んでいるもので、参加された皆さんは、行き交う観光客との会話を楽しみながらごみ拾いや草刈りを行いました。

ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。

今回の清掃に参加いただいた皆さん

唐浜休憩所

令和3年 秋の全国交通安全運動

9月21～30日にかけて秋の全国交通安全運動が実施されました。

運動期間中は「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」など4つの重点目標を掲げ、広報車やポスター、桃太郎旗による啓発と街頭指導を行いました。22日には安芸警察署パトカーの先導で奈半利町加領郷港までの黄昏点灯パレードに参加し、安全運転を呼び掛けました。

期間中、町内では物損事故が1件発生しました。少しの油断が大きな事故を招きます。常に交通安全を心がけ、交通事故のない社会を目指しましょう。

黄昏点灯パレード

期間中の街頭指導（安田川橋東詰交差点）

令和3年8～9月、全国から安田町へ ～ふるさと納税寄附者からの応援メッセージ～

- 僅かですが、安田町のお役に立てれば幸いです。今年のゆず玉も楽しみです。ゆず玉と安田町の空気が詰まった小包が都内の小さな部屋に季節を届けてくれます。この喜びは受け取った人しかわからないでしょう。いつもありがとうございます。
- あんたろうちゃんに会いに行きたいです。おいしいものも食べに行きたいです。
- 美味しいお米、楽しみにしています。
- 町の発展をお祈りしています！
- 自然豊かで大好きな町です。コロナが収束したら遊びに行きます。
- コロナ禍で観光もままならない今はお互い我慢の時です。頑張って乗り越えましょう。
- まだまだコロナ禍でイベントが出来ずに大変だと思いますが、微力ながら応援しています。またゆっくり癒されに安田町へ行きたいと思います。
- また自粛が明けたら安田町に遊びに行きます‼
- 安田町の自然や人や美味しい物が大好きです。また遊びに行ける日を楽しみにしています。
- まだまだイベント等が出来なくて大変だと思いますが、微力ながら応援しています。早く町内でもイベントが出来る日がくるのを心待ちにしています。
- ちょっと野菜も楽しみにしています。これからも頑張ってください。
- コロナで大変ですがお互いに頑張りましょう。コロナが収束したらそちらへ出掛けてみたいです。
- あんたろう、応援しています！がんばろうね！

令和3年度　安田町補助事業・福祉サービス等一覧

広報4月号で紹介した、町補助事業・福祉サービス等について、現在も受け付けしている事業を紹介します。

・移住、太陽光発電　問い合わせ先：地域創生課　☎38－6713　FAX38－6723

事業名	内　容	対　象
U･Iターン希望者住居改修事業	個人が所有する住宅の改修費用、荷物の処分等に対して上限1,000千円の補助を行う	U･Iターン希望者及び移住希望者に住居を提供しようとする方
太陽光発電システム等設置事業	最大出力の合計が10キロワット未満のものについて、上限500千円の補助を行う 家庭用蓄電池システム設置費から国等補助を控除したものについて、上限200千円の補助を行う	居住している町内の住宅、または町内に居住予定で新築、改築する住宅に太陽光発電システム及び家庭用蓄電池システムを設置する方

・福祉（高齢者福祉等）　問い合わせ先：町民生活課　☎38－6712　FAX38－6780

事業名	内　容	対　象
福祉ハイヤー事業	対象者1人に、年間7千円を助成 （チケット500円券14枚綴り）	対象者（4月1日において、80歳以上の者のみで構成される世帯等の諸要件を満たす方）等については別途通知済み
老人日常生活用具給付等事業	防火関係の用具を給付 （品目:電磁調理器、火災報知器、自動消火器）	長期にわたって寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者の方など
	老人福祉電話機を貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で安否確認の必要があり、現に電話機を保有しない低所得の方
緊急通報体制等整備事業	緊急時に適切な対応を行うために、緊急通報装置を設置（貸与、利用料は無料）	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯に属する高齢者の方または、ひとり暮らしで身体に重い障がいのある方
高齢者等配食サービス事業	毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）昼食の弁当を自宅に配達（一食400円、副食おかずのみは300円）	介護認定を受けた方や、おおむね65歳以上の方で、食事サービスが必要と認められる方
在宅介護手当支給事業	在宅で介護をしている方に、在宅介護手当を支給 （月額10千円を毎年9月と3月の2期に分けて支給）	家庭で長期にわたり寝たきりになっている方や、認知症などで常時介護を必要とする方を介護している方
在宅高齢者訪問理美容サービス事業	居宅を訪問して理美容サービスを提供（出張費の助成） 利用回数:年間6回まで（散髪代は自己負担）	65歳以上で、要介護度4以上の認定を受け、理美容所でサービスを受けることが困難な方

・環境衛生　問い合わせ先：町民生活課　☎38－6712　FAX38－6780

事業名	内　容	対　象
浄化槽設置整備事業	町内で合併浄化槽を設置する方に補助を行う （設置する浄化槽の規模により補助金額が異なります）	町内で合併浄化槽を設置する方
地域の猫活動支援事業	猫の不妊手術費用の一部を補助 ･飼い猫（メスのみ）…1匹につき上限5千円 ･飼い主のいない猫…1匹につき上限10千円	猫の飼い主または地域の代表者

・防災対策　問い合わせ先：経済建設課　☎38－6715　FAX38－6780

事業名	内　容	対　象
安田町「がけくずれ」住家防災対策事業	「がけくずれ」を防止するために必要な工事費に対し上限500千円の補助を行う。	5m未満の自然がけを対象とし、住家が危険にさらされ放置できない状態にある場合、又は前兆現象があって住家に危険が予想される場合で、他の制度により防災措置を講ずることができない場合など

観光列車をみんなでお迎えしましょう!

今年10月１日から開催の「四国デスティネーションキャンペーン」の一環として、観光列車「志国土佐　時代（トキ）の夜明けのものがたり」が土佐くろしお鉄道「ごめん・なはり線」で10月８日から運行を開始しています。

運行期間：10月8日（金）～12月24日（金）※期間内の毎週金曜日
列車通過時間：上り【煌海（こうかい）の抄】（高知→奈半利）唐浜駅14時19分、安田駅14時21分
下り【雄飛（ゆうひ）の抄】（奈半利→高知）安田駅15時24分、唐浜駅15時26分

1号車KUROFUNE

2号車SORAFUNE

この列車を見かけたら、大きく手を振ってお迎えしましょう。手旗を役場地域創生課で配布していますので、ご希望の方はお声がけください。

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

【身体的虐待】 なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめだす　など

【性的虐待】 性的行為をする、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする　など

【ネグレクト】 閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車のなかに放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、病気のときに病院に連れて行かない　など

【心理的虐待】 言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう（ＤＶほか）　など

あなたの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

◎虐待を受けたと思われる子どもがいたら
◎ご自身が出産や子育てに悩んだら
◎子育てに悩む親がいたら

【連絡先】
●児童相談所全国共通ダイヤル　☎189（いちはやく）（お近くの児童相談所につながります）
●役場町民生活課　☎38－6712　FAX38－6780

国民健康保険税　第５期分
後期高齢者医療保険料　第５期分

納期限日　11月30日

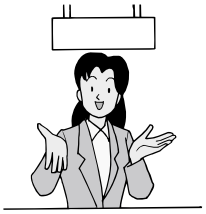

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会

～中芸地域の日本遺産魅力発信便りvol.52～

日本遺産
Story #051

JAPAN HERITAGE
日本遺産

令和３年度日本遺産ガイド養成講座
【日程変更】のお知らせ

平成29年度に、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化伝統を語るストーリーを認定する「日本遺産」に高知県東部の中芸5町村のストーリー「森林鉄道から日本一のゆずロードへ―ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化―」が認定されました。

このたび、中芸5町村を通し、ストーリーを語る上で欠かせない構成文化財をワークショップ形式で学び、地域の活性化を図ることを目的としたガイド養成講座を開催いたします。全5回の講座のうち、4回目または5回目の講座を含む3回を受講していただいた方には修了証を発行いたします。多くの人々に中芸地域の日本遺産の魅力を伝えてみたい、歴史や文化に興味のある方、ガイドをしてみたい方の参加をお待ちしております。

※本講座は、当初9月スタートの予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、下記の日程に変更になりました。
まだ人数に余裕がありますので、興味のある方は事務局までご連絡ください。

■申込期限：令和３年11月30日（火）16:00まで
■申 込 先：中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
■開催会場：奈半利町・安田町（会場定員20～30名程度）

講座の日程および内容

	日	時　間	会　場	テーマ／内容
1回目	12/4（土）	13：30～16：30	奈半利町町民会館（2Fホール）	日本遺産と地域の活性化 ①日本遺産とは何か、文化財の活用と保存 ②各班で講座概要説明・自己紹介　③各町村ガイドコース計画・各班の計画発表
2回目	12/25（土）	13：30～16：30	中芸広域体育館（第2会議室）	地域の魅力と観光ガイド ①地域の魅力をガイドで発信　②各班で1時間のコース計画とガイドポイント　③各班ごとの各自5分トークガイド
3回目	1/8（土）	13：30～16：30	安田町文化センター（1F多目的ホール）	ガイド組織とSNS連絡網 ①スマートフォンによるSNS活用　②各班ごとのLINE活用練習　③各班での連携構築と連絡練習
4回目	1/29（土）	13：30～16：30	中芸広域体育館（第2会議室）	日本遺産48の構成文化財 ①日本遺産48の文化財内容　②各班ごとの全体コース別（1日）文化財ガイド練習③ガイドポイント画面を背景に各自1ヵ所5分ガイド
5回目	2/26（土）	13：30～16：30	中芸広域体育館（第2会議室）	観光地域づくりと地域経済 ①観光地域づくりと地域組織の連携　②日本遺産1日コースのガイド練習　③ガイドポイント画面を背景に各自1ヵ所5分ガイド

問い合わせ先　中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
（中芸広域体育館内）　☎30-1865
FAX30-1866
E-mail　yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp
HP　http://yuzuroad.jp/　「ゆずとりんてつ」で検索

健康手帳

女性の健康づくり～更年期について～

◆年齢を重ねるごとにこんな不調は増えていませんか?

- 太りやすくなった
健診で異常を指摘される項目が増えた
- 疲れやすい・イライラ・落ち込み・不安感
抑うつ・不眠・興奮　など
- ほてり・発汗・冷え・のぼせ　など
- 目のトラブル・お口のトラブル
髪・爪・皮膚のトラブル　など
- 背中や腰の痛み・身長が低くなった
すぐに息切れする　など
- 尿漏れ・トイレが近い　など

◆そもそも更年期って何?

更年期とは、女性ホルモン（エストロゲンとプロゲステロン）の分泌量が減り始め、殆ど分泌されなくなるまでの時期のこと。個人差はありますが、一般的には40歳代後半から50歳代前半ぐらいにかけてこの変化が起こります。女性ホルモンの減少に伴い、さまざまな精神的、身体的症状が現れやすくなります。生活環境や体質なども関係するため、症状もつらさも人それぞれ。いつどんな症状がどんなふうに起こるかもわかりません。

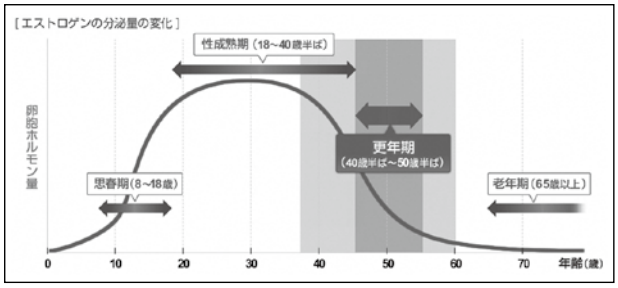

◆女性ホルモンの減少が自律神経のバランスを乱す要因に

女性ホルモンの分泌をつかさどるのは、脳の視床下部と脳下垂体というところです。特に視床下部は自律神経や代謝、免疫の他、感情などもコントロールする役割を担っています。女性ホルモンの分泌量が減少すると、自律神経にも乱れが生じさまざまな症状が現れます。代表的な症状は、ホットフラッシュ（のぼせやほてり）、発汗など、体温調節機能に関わるもの。急にカーッとほてったり、滝のような寝汗で何度も目が覚めてしまったり。

◆女性ホルモンの減少により、内臓脂肪がたまりやすくなる

女性ホルモンは脂質の代謝・調節にも深く関わっており、女性ホルモンが減少すると、血液中のＬＤＬコレステロール（悪玉コレステロール）や中性脂肪が急激に増えていきます。そのため内臓脂肪がたまりやすく、メタボや生活習慣病のリスクが高くなります。

◆こんなことにも要注意！40代から気を付けたいその他の不調

○骨粗しょう症　⇒　女性ホルモンは骨の健康にも関係しています。
閉経後は骨量が急激に減少し、骨粗しょう症のリスクが高くなります。

○尿漏れ　⇒　加齢による骨盤底筋の緩みや衰えの他、女性ホルモンの分泌量の減少も影響しています。

○が　ん　⇒　年齢が上がるにつれ、男性も女性もがんに罹患する割合が高くなります。
女性特有の子宮がん、乳がんに気をつけましょう。

○お口のトラブル　⇒　骨密度が低下する更年期以降は、顎や歯を支える骨も弱くなっています。また、唾液の分泌も減ってくるため、口臭、虫歯などのトラブルもおこりやすくなります。

✻ 次回は、更年期を元気に過ごすための健康習慣について紹介します ✻

問い合わせ先　町保健センター　☎38−6678　FAX38−6679

― 高知大学医学部看護学科だより ―

免疫を上げる生活習慣、知識があっても行動が難しい?!

「新型コロナ感染症に負けないように免疫力を高めましょう！」と、テレビや新聞などでよく言われています。「運動、食事、睡眠などの生活習慣」の大切さ、皆さんもよくご存じだと思います。知ってはいるけれど、なかなか行動に移せない人も多いのではないでしょうか？

でも皆さん、私たちはこの体があるから、この世に存在できます！そして、その体を維持し守ってあげられるのは、あなただけです！免疫を上げる生活習慣を、もう一度考えてみましょう。

1. 良食生活

私たちが口から食べる物で、私たちの体は作られています！
健康な体が作られるような栄養のバランスがとれた食事を、体に与えてあげたいですね。

2. 良眠生活

私たちが寝ている間に、昼間に傷つき疲労した体の細胞などが修復されます。
がん細胞もそうです。最低6時間は、睡眠時間をとりたいですね。

3. 運動生活

朝、少し早起きをして、朝日を浴びながら30分から1時間歩きましょう！
体が鍛えられるだけでなく、セロトニンという精神の安定と良好な睡眠にも作用するホルモンが分泌されますよ！

4. 体を温める生活

運動や入浴などで、体を温めましょう！特に下半身を冷やさないことも大切です。
手を握ったときに、ほどよく温かい手を目指してください。

5. 微笑み生活でストレス発散

「ワッハッハー！」笑いは、免疫力を上げます！楽しいことがなくても、
「ニッ」と笑顔の表情を作るだけでも効果があります。

6. マスク生活で、呼吸が浅くなっていませんか?

自然の中でマスクをはずして、「長く、ゆっくり呼吸」して、体の隅々に酸素を送ってあげましょう！

最後に…

毎朝、目が覚めることは、当然ではありません。
過去を後悔しても変えられません。未来を心配しても、どうなるか誰も分かりません。
二度と戻らない、そして確実にある「今、今日一日」を、まずは大切に過ごしませんか？

安田文芸

（順不同）

川柳

秋刀魚焼く　老婆のグチも　ともに焼く　　中　淑美

山里に　主(あるじ)なくとも　柿熟れる　　西岡　益子

ポンポンと　腹をたたいて　いざ勝負
今宵の月　雲を蹴散らし　顔を出す　　小松由加子

見習いの　蜂を手伝い　トーンかけ
新米(まえ)と　ふるさとの味　荷につめる　　西岡佐千子

名月が　ずっと私に　ついてくる
コンバイン　とんぼの止まる　竿が無い　　長戸　寿子

ふるさとの　空屋の上に　鰯雲
不器用が　器用にみせる　いなり寿司　　清岡　恭子

眞子さまの　ブレない気持　政治家に
落葉(おちば)焚く　墓所の煙や　父母の影

介護の日 就職面談会の開催について

下記の日程で、就職面談会を開催します。
芸西村、安芸市の介護・福祉事業所が参加予定です。
面談会といっても堅苦しいものではありません。
介護・福祉の仕事に関心のある方はぜひご参加ください。
仕事内容や資格取得についてなど、ご相談もお受けしています。

◆日時：令和3年11月11日（木）　13:30～15:00
◆場所：安芸市総合社会福祉センター　３Ｆ大会議室
◆問い合わせ先：安芸福祉人材バンク（安芸市社会福祉協議会内）☎35-2915　ＦＡＸ35-8549
ハローワーク安芸（安芸公共職業安定所）☎34-2111　ＦＡＸ35-3474

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中止となる場合があります。

慶弔ニュース（9月受付分）

地区名	氏名	年月日	世帯主	続柄	性別
おたんじょう					
唐浜	竹内　竣	R3・8・31	竹内　奨	子	男
おくやみ					
東島	西山　勝之	R3・9・13	西山　勝之	本人	男89歳
東島	久保田博美	R3・9・21	久保田博美	本人	女102歳
東島	西山　初美	R3・9・25	西山　初美	本人	女91歳

※個人情報につき掲載の了解をいただいた方を掲載しています。

交通事故の概況

（令和3年1月1日～令和3年9月30日）

1．県内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
3年	（67）752	（3）22	（69）818
2年	（94）906	（4）26	（95）988
増減	(△27)△154	（△1）△4	(△26)△170

2．安芸署管内　（　）内は9月発生件数

	件数	死者	傷者
3年	（3）30	（0）3	（3）33
2年	（3）27	（2）2	（1）31
増減	（0）3	(△2) 1	（2）2

※1、2は物損を除く

3．安田町発生件数

		9月計	累計
人身	件数	0	2
	死者	0	0
	傷者	0	3
物損		7	64

社協あったかふれあいセンター事業　11・12月の予定

名　称	実　施　場　所	実　施　日　時
若鮎会	保健センター	月　10:00～15:00 木　13:30～15:00
ときめき中山	集落活動センターなかやま	火　10:00～14:00
なかやま(金)		金　13:30～15:00
ほたるの会 (ほたるカフェ)	保健センター	水　10:00～15:00 (カフェ10:00～14:00)
福祉館	福祉館	月・木　9:30～11:30
ぽかぽかデー	せせらぎの郷 小川	金　10:00～12:00
ほんわか和田	和田集会所	金(月2回)13:30～15:00
間　下	間下集会所	木　13:30～15:00
男dayの会	保健センター	月(第1)15:00～18:00
いこい	東島老人憩いの家	月　13:30～15:00
中村東	中村東集会所	月・木　13:30～15:00
ふれあい	地域ふれあいセンター	火・木　10:00～15:00
唐　浜	唐浜老人里の家	水・金　13:30～15:00
不動いきいきくらぶ	不動集会所	金　10:00～11:30
東　谷	東谷集会所	金　13:30～15:00
西　北	小松さん宅	火　9:30～11:00
内京坊	内京坊集会所	金　13:30～15:00
射　場	射場集会所	水　13:30～14:30
庄　田	保健センター	火・金　10:00～11:30
西　島	西島老人里の家	金　13:30～15:00
安田はまゆう合唱団	保健センター	火(第1・3バンド練習) (第2・4コーラス練習) 13:30～15:00
手作り大好きクラブ	保健センター	金(第1・3)13:30～15:00
とりちゃんクラブ	保健センター	木(第2)9:00～

※日時・内容等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

＊感染症予防＊集いに参加する際の注意事項＊

送迎時…車に乗る前に検温チェックをしましょう(自宅で検温OK)。**発熱**や体調不良の場合はお休みし様子を見ましょう。

会場では…濃厚接触しないように**間隔**を十分にとり、マスクをしましょう。手洗いをしっかりしましょう。

会場の衛生管理…**換気**を行いましょう。使用後のアルコール消毒を行いましょう。

各集いで、いろいろな教室を行っています。
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況により中止になることがあります。ご了承ください。)

11/16(火)10:00～11:00…集落活動センターなかやま…新聞バッグ作り
11/17(水)13:30～14:30…保健センター…リハビリ教室
11/17(水)13:30～14:30…射場集会所…口腔ケア講座
11/18(木)13:30～14:30…中村東集会所…口腔ケア講座
11/19(金)11:00～11:30…不動集会所…3B体操
12/ 2 (木)09:30～10:30…福祉館…口腔ケア講座
12/ 6 (月)13:30～14:30…保健センター…口腔ケア講座
12/ 6 (月)13:30～14:30…東島老人憩いの家…3B体操
12/ 7 (火)10:30～11:30…集落活動センターなかやま…音楽療法
12/ 7 (火)10:00～11:00…地域ふれあいセンター…口腔ケア講座
12/ 8 (水)13:30～14:30…唐浜老人里の家…口腔ケア講座
12/ 9 (木)10:00～11:00…地域ふれあいセンター…アロマ教室
12/10(金)10:30～11:30…せせらぎの郷小川…3B体操
12/14(火)10:00～11:00…集落活動センターなかやま…口腔ケア講座
12/15(水)13:30～14:30…射場集会所…音楽療法

☆**興味のある方は、ぜひ見学・体験にお越しください。**☆

不動いきいき食堂
11月24日(水)
12:00～13:00
お弁当300円要予約。
地域の方と交流して楽しい一時を過ごしましょう。

◆3B体操

コロナ禍でしばらくお休みしていた3B体操を9月中旬から再開しました。ベルを使うことで無理なく全身運動ができます。また、認知症予防改善の遊び運動も取り入れています。「久しぶりやね」と、笑い声がたくさん聞かれました。

◆ほたるの会　ボランティアさん
いつもありがとうございます!

毎週水曜日の楽しみは、やはりボランティアさん手作りの昼食とおやつのお菓子です。おいしそうな香りが漂い始めると「今日は何やろね」と、メニューを想像して皆さんの顔がほころんでいます。

ロールキャベツ・酢の物・大学芋

◆ほたるカフェ

こしあんのロールケーキ

ボランティアさん手作りのお菓子とコーヒーのセットを200円で販売しています。仲間とおしゃべりを楽しみ、ほっと一息!皆さんの憩いの場になっています。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄り下さい。

編集後記…今年もまた口腔ケア講座の時期がきました。生涯、良く噛んで、おいしく食事をするためにできること…
①**根菜類・海藻類を食事に取り入れ、しっかり噛む習慣を身につける。**
②**食事中はしっかり噛む、味わうことに意識をしてみる。**
③**定期的に歯の健診を受ける、毎日の歯磨きを丁寧にする。**
歯が健康でなければ良く噛んで食事をすることができません。虫歯や歯周病などの早期発見、早期治療で、自分の歯を大切にしましょう。…小川

あったかふれあいセンターは、どなたでも参加できます。
問い合わせ先　町社会福祉協議会
☎38－5500　FAX38－6878
(担当:竹内・小川)

庁舎竣工のお祝い品をいただきました

このたび、友好姉妹都市である新潟県阿賀野市（旧安田町）より庁舎竣工のお祝い品をいただきました。

お祝い品は、阿賀野市特産品の安田瓦で制作した鬼瓦で、両市町のイメージキャラクターである「ごずっちょ」と「安田朗」をモチーフにしたものです。安田瓦は頑丈なことから、これからも両市町の友好関係が固く結ばれ続くようにとの願いが込められています。

お祝い品の贈呈式は、コロナ禍であることから両市町をオンラインで結ぶ形で行われました。また、贈呈式後には懇談会も行い、双方の近況報告や今後の交流について意見交換を行いました。

なお、いただきましたお祝い品については、庁舎のやすだリビングに飾っていますので、多くの方にご覧いただければと思います。

オンラインでの意見交換の様子

阿賀野市からいただいた鬼瓦

スペイン・モンテフリオとオンライン交流を行いました

9月26日、集落活動センターなかやまで、黒岩町長ほか町役場幹部職員と小川獅子舞保存会の皆さんが参加し、姉妹都市であるスペイン・モンテフリオの町長他3人の皆さんとのオンライン交流を行いました。

モンテフリオからは、日本の寺社仏閣を描いた壁画の紹介があり、安田町からは、役場新庁舎とモンテフリオをイメージした唐浜休憩所を建設したことを報告後、保存会の皆さんに小川獅子舞を披露していただきました。モンテフリオの皆さんは「休憩所を建設していただき、ありがとうございます。安田町に来た時には、ぜひ、獅子舞を教えてください」と大変喜んでくださいました。

今回のオンライン交流では、お互いの近況について情報交換を行い、町の郷土芸能について知っていただく良い機会となりました。

（画面右上）
安田町とモンテフリオを結びつけた平橋さん
（画面下）
モンテフリオのムニョス町長（左）とガルシア副町長（右）

小川獅子舞の披露